

令和2年7月13日
総合教育会議資料

体罰実態調査の結果について（小中学校）

1 体罰認定にあたっての基本的な考え方

今回の調査では、体罰を行った教員を処分することのみを目的とするのではなく、体罰の未然防止のために、比較的軽微な有形力の行使についても広く調査対象とし、その態様・程度、動機、教育的効果、身体的侵害の有無等、また、児童生徒の心身の発達状況・非行等の内容等を総合して認定しました。

※体罰認定の基本的な考え方（別紙1-1、1-2参照）

2 体罰実態調査の概要

令和元年6月以降に教職員・児童生徒・保護者に対して実施した体罰実態調査（アンケート）において、市立小・中学校分については、のべ2,019人から体罰に関する回答がありました。そのうち、たたかれた、押された、長時間立たされたなど体罰の疑いのある記載があった1,732件（体罰を行ったことがある89件、体罰を受けたことがある315件、体罰を見聞きしたことがある1,328件）について、調査結果がまとまりましたので報告します。

今回の調査では、過去6年間という幅広い期間に発生した案件について、まずは各小・中学校の管理職が教員及び児童生徒・保護者から事情聴取を行いました。その結果を受けて、体罰の疑いがある案件について、教育委員会が、管理職及び教員、場合によっては、児童生徒・保護者から事情聴取を行いました。

なお、市立幼稚園、高等学校、特別支援学校については、令和元年10月28日開催の総合教育会議において既に報告しております。

※調査の流れ（別紙2参照）

3 調査結果

体罰の疑いのある態様の記載があった1,732件のうち、169件について体罰と判断しました。なお、1,732件のうち対象児童生徒名、教員名が不明などで確認ができなかったものが約800件、事情聴取の結果、体罰ではないと判断したものが約400件、事案発生が古すぎる・対象教員が既に退職しているなど、調査不能と判断したものが約200件ありました。

(1) 体罰にあたりと判断された件数、事案数及び教員数

学校種	小学校	中学校	合計
件数	50件	119件	169件
事案数	25事案	30事案	55事案
教員数	13人	24人	37人

※「件数」はアンケート記載件数ベース、「事案数」は体罰行為の事案数

(2) 場面ごとの体罰の事案数

学校種	小学校	中学校	合計
授業中	9 事案	10 事案	19 事案
部活中	—	11 事案	11 事案
その他	16 事案	9 事案	25 事案
計	25 事案	30 事案	55 事案

(3) 場面ごとの主な体罰の態様

ア 授業中

- ・授業の妨害をやめなかったため、平手で叩いた。
- ・宿題を出さないことが続いたため、げんこつをした。
- ・教室から移動させる際、耳を引っ張った。
- ・別の教室に連れて行くときに抵抗したので肩を押した。

イ 部活中

- ・集合時間に遅刻してきたため顔を平手で叩いた。
- ・ミスを注意するためにボールを体に当てた。

ウ その他

- ・学校行事において、ふざけていたため胸を押した。
- ・風紀指導の際、態度が悪かったため身体を扉に押し付けて指導した。
- ・放課後、別室で指導する際に出席簿で頭をたたいた。

4 今後の取組

(1) 処分について

認定された体罰のうち、その態様や程度、怪我の有無等を踏まえて、地方公務員法上の処分が相当と判断したものについては、兵庫県教育委員会へ上申します。尼崎市教育委員会として体罰認定したものの、地方公務員法上の処分にあたらないものと判断し、兵庫県教育委員会へ上申しないものについては、当該教員へ管理職からの説諭及び体罰に関する研修を実施します。

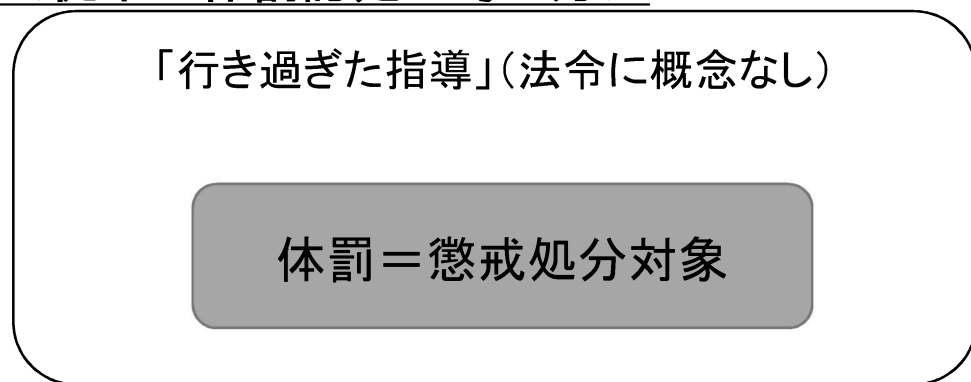
(2) 再発防止策について

体罰根絶に向けた有識者会議からの「議論のまとめ」等を踏まえ、体罰防止へ向けた教職員の特別研修や体罰等防止ガイドラインの作成などの取組を進めていきます。

以上

体罰認定の基本的な考え方 (概念図)

<従来の体罰認定の考え方>

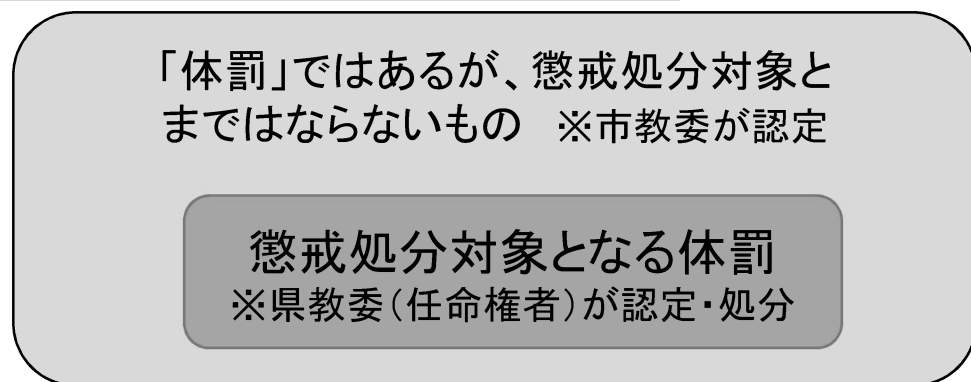


<効果>

- 「体罰＝懲戒処分」となるため、体罰の認定を厳格に行う方向に作用。(結果として、体罰が極めて疑わしい事案に対しても「行き過ぎた指導」と整理される可能性が生じる。
- 「行き過ぎた指導」は法令の概念ではないため、多くが、組織的な指導対象にならない。

<今回本市で採用した考え方>

3



<効果>

- 「体罰」の認定行為を、「処分」だけでなく、「未然防止」の効果も企図。
- 仮に懲戒処分の対象とならない場合でも、「体罰」の認定がなされた以上、当該教員は、指導対象(管理職による説諭・研修受講など)となる。

(参考) 地方公務員法
(懲戒)

- 第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

これら処分に加え、各自治体の条例において「訓告」、「口頭厳重注意」などのいわゆる「矯正措置」が定められている。

体罰認定の基本的な考え方 (詳細版)

懲戒

教員が児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うこと

注意、警告、叱責、説諭など

体罰かどうか

平成25年3月13日付け文部科学省通知24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」の「2 懲戒と体罰の区別について」

- 児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等を総合的に考える。
- 単に懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、客観的に考慮して判断する。特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったか等の観点が重要。

児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

一般常識に照らし、肉体的苦痛を与えると評価できるもの

身体に対する侵害を内容とするもの

当該行為があれば幅広く認めていく

適切な範囲内の行為		適切な範囲内の行為		不適切な行為			不適切な行為
コミュニケーション	正当防衛、緊急避難	適切な指導	指導の範囲内	暴言等	体罰		単純暴力行為
有形力を行使するもの	有形力を行使するもの	有形力を行使しないもの	有形力を行使するもの		有形力を行使しないもの 【肉体的苦痛を与えるもの】	有形力を行使するもの 【身体に対する侵害を内容とするもの】	有形力を行使するもの
激励の意味で送り出すことを目的に背中を軽く叩く	飛び降りようとした生徒を引き倒す、殴りかかってきた生徒をかわすために押す	危険な行為を大声で注意する、短時間立たせて説諭する、学校当番を多く割り当てる	腕をつかんで連れていく、頭・肩を押さえて着席させる	暴言等(恐怖感、侮辱感、人権侵害等を与える言動)馬鹿にする、棒で机をたたいて威嚇する、机を蹴る	長時間廊下に立たせる、長時間正座させる、トイレに行きたいと訴える生徒に一切室外に出させない、罰として長時間校庭を走らせる	平手打ち、殴る、蹴る、たたく、投げる、突き飛ばす、髪を引っ張る、物を投げつける、小突く、はたく、押す、げんこつ、つねる、ボールをぶつける	自らの腹いせのために暴力を振るう

適切な範囲内の行為であっても、過度にバランスを欠いている場合には「不適切な行為」として認定する場合がある

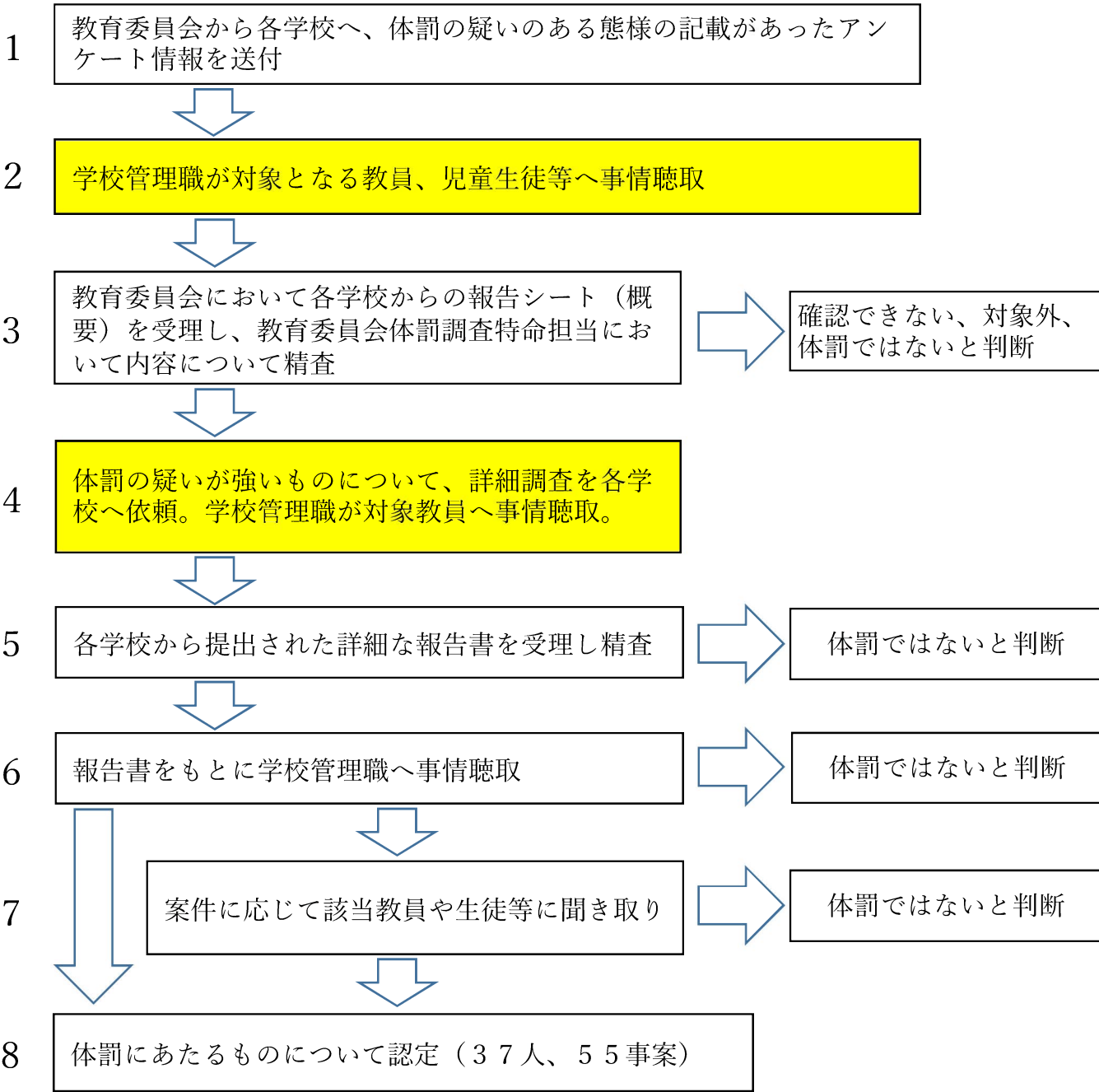
けが、悪質又は危険な行為、苦痛の度合い、常習性、隠蔽、被害者の状況等を総合的に勘案し、処分を求めるものを県に上申する

※行為例はあくまでも一例である。また分類は程度や状況によって変わる可能性がある。

調査の流れについて

以下の記載を調査対象とした
・教職員の「体罰を行ったことがある、見聞きしたことがある」
・児童及び生徒、保護者の「体罰を受けたことがある、見聞きしたことがある」

□ 教育委員会 ■ 各学校



I 体罰等情報の申告内容一覧

教職員					()は記載のあった施設数			
調査対象施設	施設数	回収状況			記載者数			
		依頼対象者数	提出者数	回収率 %	体罰		暴言その他不適切な指導	
					行ったことがある	見聞きしたことがある	行ったことがある	見聞きしたことがある
幼稚園	9	80	80	100%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
小学校	42	1208	1185	98%	63 (26)	24 (14)	71 (31)	35 (24)
中学校	19	637	616	97%	43 (16)	23 (12)	46 (14)	26 (15)
高等学校	4	223	223	100%	8 (3)	1 (1)	5 (2)	5 (1)
保育所	20	437	419	96%	3 (3)	15 (10)	4 (4)	18 (12)
児童ホーム こどもクラブ	41	313	313	100%	14 (12)	17 (11)	13 (10)	31 (14)
計	135	2898	2836	98%	131 (60)	80 (48)	139 (61)	116 (67)

児童及び生徒					()は記載のあった施設数			
調査対象施設	施設数	回収状況			記載者数			
		依頼対象者数	提出者数	回収率 %	体罰		暴言その他不適切な指導	
					受けたことがある	見聞きしたことがある	受けたことがある 又は見聞きしたことがある	
小学校	42	10790	9818	91%	214 (39)	432 (41)	503 (41)	
中学校	19	9420	7815	83%	89 (16)	156 (17)	252 (17)	
高等学校	4	2349	1642	70%	37 (2)	79 (2)	115 (3)	
児童ホーム こどもクラブ	41	/	/	/	8 (6)	10 (9)	4 (4)	
計	106	22559	19275	85%	348 (63)	677 (69)	874 (65)	

保護者					()は記載のあった施設数			
調査対象施設	施設数	回収状況			記載者数			
		依頼対象者数	提出者数	回収率 %	体罰		暴言その他不適切な指導	
					受けたことがある	見聞きしたことがある	受けたことがある 又は見聞きしたことがある	
幼稚園	9	583	522	90%	2 (1)	3 (3)	12 (7)	
小学校	42	21259	19488	92%	204 (39)	437 (41)	899 (41)	
中学校	19	9420	7782	83%	87 (17)	247 (16)	355 (17)	
高等学校	4	2349	1583	67%	30 (2)	187 (2)	131 (3)	
保育所	20	1635	1050	64%	4 (4)	5 (4)	51 (18)	
児童ホーム こどもクラブ	41	/	/	/	8 (6)	7 (5)	10 (9)	
計	135	35246	30425	86%	335 (69)	886 (71)	1458 (95)	

※ 小・中・高には、特別支援学校の小・中・高等部を含む。

※ 幼稚園・保育園・小学校低学年児童は保護者が聞き取り、その内容を保護者アンケートに反映

※ 児童ホーム・こどもクラブの児童(高学年のみ)及び保護者アンケートは各小学校アンケートと併用